



会員規約

MFC ムエタイファイタークラブ



一章【総則】MFC MUAY THAI FIGHTER CLUB

第 1 条（定義）

本規約によって定めるすべての条項は、MFC（ムエタイファイタークラブ。以下「本クラブ」といいます。）の全施設及び全会員に適用されるものとします。

第 2 条（目的）

本クラブの目的は、「ムエタイ」を通して、健康的で健やかなライフスタイルを提案すること、目標を持って取り組むことの喜びを提供することを主とします。また、会員が相互に交流を深めることのできる場を提供いたします。

二章【会員】

第 3 条（厳守事項）

本クラブ会員、体験者（以下「ビジター」といいます。）は、本規約及び本クラブが定める事項を厳守し、施設利用にあたり、本クラブの指示に従うこととします。

第 4 条（会員制度）

1. 本クラブは会員制とし、入会希望者は入会の際に本クラブが別途定めた入会申込書、誓約書等（以下「各種提出書類等」といいます。）に必要な事項を虚偽なく記入し提出、受理することで入会が認められるものとします。
2. 本クラブは、会員種別、クラス及びコースは、本クラブの施設ごとに定めることとします（「入会案内」参照）。
3. 本クラブは、会員種別、クラス及びコース等の新設・廃止を必要に応じて出来ることとします。

第 5 条（会員資格）

本クラブの入会資格、会員資格は以下のとおりとします。尚、以下に該当しない方について、本クラブが会員としてふさわしくないと判断した場合は、入会の拒否もしくは退会を命じることが出来ます。

- 1) 本クラブの趣旨に賛同し、本クラブの諸規則を遵守される方
- 2) 18 歳以下の方のご利用にあたっては、保護者の同意の得られる方
- 3) 暴力団または反社会的勢力に属さない方、刺青のない方及び本クラブの運営に支障をきたさない方
- 4) 妊娠中でない方
- 5) 伝染病、その他、他人に感染の恐れのある疾病を有しない方
- 6) 医師等に運動を禁止されておらず、本クラブ施設利用に堪え得る健康状態であることを申告できる方
- 7) 各種提出書類等に記載の人物と同一であると証明できる方
- 8) 以前に本クラブの規約退会で処理されていない方

第 6 条（会員資格の譲渡、相続、貸与）

本クラブの会員資格は本人のみとし、如何なる場合も譲渡、相続または貸与することはできないものとします。

第 7 条（試合出場・テスト受験等）

出場選手及びサポートする会員は、大会主催者や本クラブが定める規定を厳守し、本クラブの品位や信頼を欠く行為を禁止します。なお、大会参加にあたっては、大会主催者との契約内容をよく確認し、理解したうえで参加することとします。試合出場により発生した事故（人的・物的）について、本クラブは一切の損害賠償ならびに補償の責を負いません。

三章【諸手続き・個人情報保護・入会・休会・退会】

第 8 条（変更手続き）

会員は、入会の際に記入し提出した、各種提出書類等の内容に変更が生じた場合は、正しい内容を記入し速やかに再度提出することとします。

第 9 条（個人情報保護）

会員から収集した個人情報は、厳重に管理し適切な扱いをすることとします。尚、試合参加、イベント等で会員の個人情報を必要とする時のみ、本クラブの判断で利用することが出来るものとします。

第 10 条（入会金及び月会費等）

1. 会員は、本クラブが定めた方法で、入会金、月会費、スポーツ保険、その他の費用（以下「会費等」といいます。）を納入することで、本クラブの施設を利用することとします。
2. 会費等は、別途設定した会費表（以下「別途料金表」といいます。）に定めることとします。
3. 会員は、入会の際に会費等を、本クラブが定める方法に従い、入会時にこれを現金で支払うこととします。
4. 口座振替の手続が間に合わない場合及びその他の不備により、正常な取引が開始されない場合は、別途定めた方法（「MFC gym 利用ルール」参照）に従い、会費等をお支払いください。
5. 既納の会費等は、理由の如何にかかわらず返還しません。
6. 本クラブは、各種料金及びその支払い方法を変更できることとします。この場合、改定の 1 ヶ月前までに会員に告知するものとします。

第 11 条（休会）

会員は、休会希望月の前月 10 日までに、本クラブに休会を申し込むことで、休会できることとします（「MFC gym 利用ルール」参照）。尚、月会費等に未納金がある場合は、それらを完納後、休会を申し込むこ

とができます。

第 12 条（退会）

会員の自己都合により本クラブを退会する場合は、退会希望月の 10 日までに、退会を申し込むことで、月末をもって退会できることとします（「MFC gym 利用ルール」参照）。月途中の退会であっても、退会月の会費等は全額支払わなければなりません。尚、月会費等に未納金がある場合は、それらを完納後、退会を申し込むことができます。

第 13 条（資格喪失）

本クラブ会員は、以下の場合その資格を喪失します。

- 1) 退会（除名、強制退会を含む）
- 2) 死亡
- 3) やむを得ない理由により、本クラブが閉鎖されたとき
- 4) 会費等を 2 か月以上未納したとき

四章【施設利用】

第 14 条（禁止行為）

本クラブ内において、以下の行為を禁止します。違反した場合には除名、強制退会をさせることがあります。

- 1) 酒気を帯びてのトレーニング
- 2) 営利目的または宗教に関連すると評価される勧誘、広告等の活動、その他本クラブの目的と反する活動
- 3) 他の会員、本クラブや本クラブスタッフへの脅威や嫌がらせ、迷惑等と受け取れる行為、言動全て
- 4) その他本クラブの秩序を乱し、施設目的にそぐわない行為及び本クラブの信頼や、品位を損なう全ての行為

第 15 条（共有スペースの利用）

共有スペースの利用は、本クラブが定めるルールを守り、自己の責任のもと安全、整頓に配慮し使用するものとします。

第 16 条（営業日及び営業時間）

本クラブの営業日・営業時間は別途定めるものとします。

第 17 条（休業）

本クラブは、以下の理由により休業する場合があります。

1. 気象状況の悪化等、営業するのが妥当ではないと本クラブが判断した場合、その他やむを得ない理由により営業ができない場合。
 2. 年末年始・季節休業・イベント等
- 1 項の場合は、告知を要さないこととします。2 項の場合、本クラブは、休暇開始 2 週間前までに告知することとします。

第 18 条（傷害保険）

会員は入会時、傷害保険（スポーツ保険）に加入しなければなりません（「MFC Gym 利用ルール」参照）。

その後、年度末で失効となるため、会員は、ジムに対して年度末（3 月末）までに継続申し出の上、保険料を現金手渡しにてお支払いください。継続を申し出ない場合には、必ず各自、傷害保険等に加入することとします。

第 19 条（免責事項）

1. 本クラブで発生した事故（人的・物的）について、本クラブは一切の損害賠償ならびに補償の責を負いません。
2. 会員及びビジターが本クラブ内において、自己の責に帰すべき事由により生じた損害は、本人がその全ての責を負うこととします。
3. 本クラブ施設利用の際に生じた、窃盗及び紛失について本クラブは理由の如何にかかわらず、一切の損害賠償の責を負いません。
4. 本クラブにおける忘れ物等は、1 か月間保管した後、落とし主が判明しない場合は、本クラブの判断で処分できることとします。

第 20 条（解散）

本クラブは、やむを得ない理由による場合は、1 か月前までに会員に告知することにより、本クラブを解散することができます。その際、会員に対して特別な保障は行いません。

第 21 条（通知方法）

本クラブの諸事情に関する通知及び各種告知事項は、本クラブホームページまたは本クラブ内掲示板への掲示をもって告知したものとみなします。会員はこれに異議を述べないものとします。

五章【付則】

第 22 条（細則等）

本会則に定めない事項ならびに、運営上必要な事項については、別途細則その他の規則に定めることとします。

第 23 条（規則等の改正）

本クラブは、本規約、細則、利用ルールその他本クラブの運営、管理にかかわる事項を新設、改正することができ、会員は異議なく承諾します。また、その改正の効力は全会員に適用されます。

第 24 条（発効）

本規則は、2013 年 10 月 15 日より発効します。

（改訂）2021 年 7 月 1 日

MR. MONPATHIS THANASANGIRASHAYAKUL
MFC PRESIDENT